

## 薩摩川内サーキュラー実証プロジェクトで田植え体験会

6月20日(土)、城上町で、(同)情熱家(高江町)の協力のもと、資源循環と農福連携をテーマにした田植え体験会を開催し、約50人が参加しました。

食品残さなどの食品由来資源を使った堆肥をまいた田んぼで、資源循環や地域連携の仕組みを学びながら、田植えを体験し、食と資源のつながりへの理解を深めました。



## 南瀬の歴史にふれる史跡清掃

6月20日(土)、南瀬地区コミュニティ協議会と育成会が、南瀬観音古石塔群の清掃活動を行いました。

同史跡には鎌倉時代の宝塔や五輪塔、板碑など20数基が残されており、文化財として高い価値を有しています。参加者は清掃を通して地域の歴史に親しみ、南瀬の魅力を再認識しました。



【情報提供：南瀬地区コミュニティ協議会】

## 市の花 カノコユリがお出迎え

6月30日(火)、「甕島片野浦のカノコユリ群落(通称：みっちり草原)」が国の天然記念物に指定されたことを記念し、甕島ツーリズム推進協議会が本市の花であるカノコユリを市役所や川内駅に展示しました。このカノコユリは同協議会などが栽培したものです。

甕島では、7月中旬からお盆過ぎにかけて見頃を迎え、美しい花々が島を彩ります。



## 「まちの話題」に投稿ください。

まちの話題は、市民の皆さんからいただいた情報により、身近な話題を掲載しています。皆さんからのたくさんの投稿お待ちしております。

### 投稿方法

- ①タイトル(11文字程度)
  - ②本文(140文字程度)
  - ③投稿者名
  - ④連絡先
  - ⑤写真1枚～3枚
- を添えて、秘書広報課までメールで投稿ください。  
✉ koho@city.satsumasendai.lg.jp

※内容やスペースの都合により掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 新たな福祉バス「つなぐ つながる 京セラ号」出発

6月29日(月)、薩摩川内市総合福祉会館(永利町)で、新たな福祉バス「つなぐ つながる 京セラ号」の出発式が行われました。このバスは京セラ(株)鹿児島川内工場からの寄付金で購入されたもので、薩摩川内市社会福祉協議会へのバスの寄贈は5台目となります。

今後は、市内の福祉活動に活用され、利用者の移動支援や交流の促進など、地域福祉の充実に期待されます。



## 力を合わせて熱戦 小学校綱引競技大会

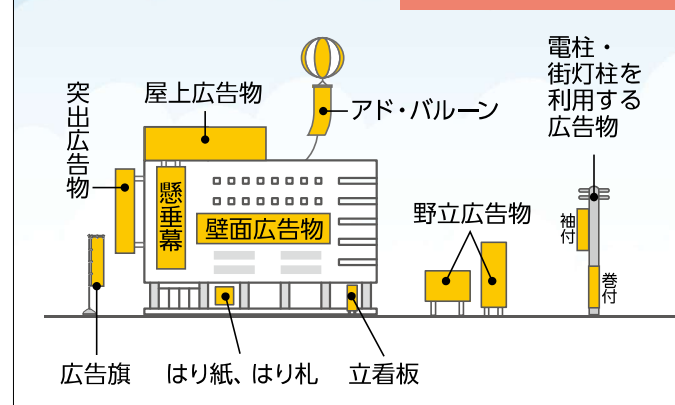
6月30日(火)、サンアリーナせんだいで、第19回小学校綱引競技大会を開催しました。

市内の全小・義務教育学校24校から6年生を中心に876人が参加し、全50試合が行われました。会場は力いっぱい綱を引く児童たちの熱気と大きな声援に包まれました。

熱戦の結果、Aブロックは隈之城小学校6年2組、Bブロックは市比野小学校が優勝しました。



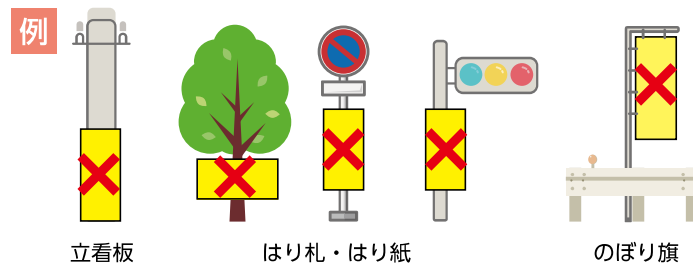
## 屋外広告物の例



**屋外広告物とは**  
屋外広告物とは、建物の壁や屋上、道路沿いなどに設置される看板やポスターなどのことです。お店の案内やイベント告知など、私たちの生活に身近な存在です。  
しかし、設置の仕方によっては、まちの景観を損ない、落下などの事故につながることもあります。  
こうしたことを防ぐために、鹿児島県屋外広告物条例でルールが定められています。

## 【広告物の表示が禁止されている物件】

電柱、街路樹、道路標識、信号機、道路上の柵、カーブ・ミラー、消火栓、郵便ポスト、石垣など

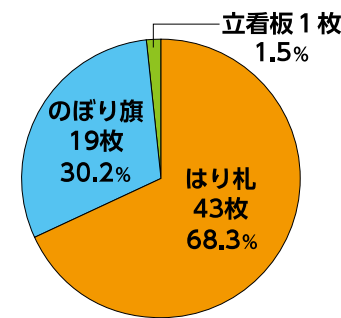


**鹿児島県屋外広告物条例の概要**  
・屋外広告物を「表示できる場所」と「表示できない場所」があります。  
・場所によって表示できる大きさや高さが異なります。  
・場所にかかわらず、表示が禁止されている物件(禁止物件)があります。  
・著しい色あせや塗料の剥がれがあるもの、老朽化して倒壊、落下の恐れがあるものは設置できません。

## 本市の取り組み

本市では、定期的に違反広告物の指導や撤去を行っています。特に、毎年9月1日～10日は国土交通省が設定する屋外広告物適正化旬間に併せて、市は国・県の道路管理部門、警察、九州電力(株)、NTT西日本(株)と協力し、違反広告物の指導や撤去を行っています。

## 【令和7年度違反枚数内訳】 【禁止物件への違反指導枚数の推移】



| 年度    | 違反指導枚数 |
|-------|--------|
| 令和3年度 | 166    |
| 令和4年度 | 185    |
| 令和5年度 | 195    |
| 令和6年度 | 86     |
| 令和7年度 | 63     |

## 広告物の表示が禁止されている物件への違反広告物の傾向

違反指導枚数は令和5年度をピークに減少傾向です。また、令和7年度の内訳を見ると、はり札が68・3%と最も多く、次いでのぼり旗が30・2%となっています。これは、はり札やのぼり旗が低コストで設置が容易であるためと考えられます。

違反指導枚数は減少していますが、禁止物件であることの認識不足も設置の要因として考えられるため、今後も継続的な指導を行っていきます。

## 屋外広告物を表示する場合、市の許可が必要です

新たに屋外広告物を表示する場合や既に表示してある広告物を更新・変更する場合は、事前に市の許可が必要です。

ただし、自分の店舗や事業内容を知らせる広告物を、その店舗や事業所内に表示・設置する場合は屋外広告物の大きさなどにより手続きが不要となる場合もあります。

屋外広告物を表示・設置する際は、問合先に事前にご相談ください。



▲市ホームページ



▲屋外広告物ごとの個別基準